

再商品化義務は どうやって果たすの？

容器包装の再商品化には3つのルートがあります。

1 指定法人ルート

市町村が分別収集・保管した容器包装を主務大臣が指定した指定法人「(公財)日本容器包装リサイクル協会」に委託料を払い、再商品化を代行してもらう方法です。再商品化義務を負う事業者のほとんどがこの方法をとっています。

2 独自ルート

市町村が分別収集・保管した容器包装を、事業者自ら、又は再商品化事業者へ委託して再商品化を行う方法です。(主務大臣の認定が必要)

3 自主回収ルート

リターナブルビンなどを自ら又は委託して回収・再利用等する方法です。(主務大臣の認定が必要)

義務履行の3ステップ（指定法人ルートの場合）

STEP 1 容器包装帳簿をつけ、再商品化義務量を把握する

容器包装帳簿のつけ方については、右ページを参照してください。

まずは、再商品化義務量をきちんと把握しよう！



STEP 2 (公財)日本容器包装リサイクル協会に再商品化委託申込をし、契約を結ぶ

注)再商品化委託契約は、1年間の単年度契約ですので、義務のある特定事業者の方は、毎年申込みを行う必要があります。

容り法や再商品化委託手続きに関するお問い合わせ先

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会
コールセンター

TEL/ 03-5251-4870 FAX/ 03-5532-9698

STEP 3 委託料（再商品化実施委託料と拠出委託料）の支払い

再商品化実施委託料と拠出委託料は、特定事業者が再商品化しなければならない「再商品化義務量」にそれぞれの単価をかけて算出します。

再商品化
実施委託料(円)

=

再商品化義務量
(Kg)

×

実施委託単価
(円/Kg)

【再商品化実施委託料とは？】

再商品化を再商品化事業者に委託する費用です。

※実施委託単価は、その再商品化コストから算出され、毎年度指定法人から示されます。

拠出委託料
(円)

=

再商品化委託申込量
(=再商品化義務量)(Kg)

×

拠出委託単価
(円/Kg)

【拠出委託料？】

品質の高い分別収集を行うなど、再商品化の合理化に貢献した市町村に支払われる「再商品化合理化拠出金」の原資となる費用です。

まとめ

委託料を指定法人に支払うことで、再商品化義務を果たせます。

容器包装帳簿を作成しよう！

あなたの会社が特定事業者であれば、法律によって容器包装の帳簿を作成し、5年間保存することが義務づけられています。帳簿をつけることによって、再商品化義務量を把握でき、義務履行の証明にもなります。



容器包装帳簿の記載例

あなたの会社がPETボトルに詰めたAミネラルウォーター、B炭酸ソーダの2商品を製造している場合には、「容器包装帳簿」のうちPETボトルに関する記載は下記のようになります。なお、PETボトルのキャップなどはプラスチック製容器包装として別途作成します。

まずは、業種区分と容器包装の種類を確認しましょう！

業種区分	a.食料品製造業 b.清涼飲料及び茶・コーヒー製造業 c.酒類製造業 d.小売業 e.その他
容器包装区分	ガラスびん(無色・茶色・その他の色)、PETボトル(飲料又は特定調味料)、その他紙製容器、その他プラスチック製容器

特定容器利用事業者用の例示

①商品名	A ミネラルウォーター	B 炭酸ソーダ	合 計
②業種区分	b	b	b
③容器包装区分	PETボトル	PETボトル	PETボトル
④容器1個当たりの重量	62g	62g	—
⑤直近年度の販売個数	1,000万個	300万個	1,300万個
⑥直近年度の容器利用量 ④×⑤	620,000kg	186,000kg	806,000kg
⑦輸出量／輸出先	なし	なし	なし
⑧国内向けの容器利用量 ⑥－⑦	620,000kg	186,000kg	806,000kg
⑨自ら又は、他者への委託により回収する量			80,000kg
⑩事業者向けの販売量	200,000kg	0kg	200,000kg
⑪容器包装排出見込量 ⑧－⑨－⑩			526,000kg
⑫算定のための係数			自主算定係数 (0.57749※平成27年度)
⑬再商品化義務量 ⑪×⑫			303,760kg

注) 必ずしも商品ごとに整理する必要はなく、同一の業種区分及び同一の容器包装区分の総量で整理してもかまいません。

なるほど！こうやって再商品化義務量が把握できるんだね。

でも、帳簿をつけたりお金を払ったりなんて、正直やりたくないなあ。

それは法律違反よ！コンプライアンスは信頼問題にも関わってくるわよ！

ホームページでも、帳簿の記載例を掲載しています。ご参考ください。

(公財)日本容器包装リサイクル協会

帳簿の記載義務

検索

<http://www.jcpra.or.jp/specified/duty/tabid/107/index.php#Tab107>